

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2016教育のつどい 全ての生徒に主権者教育を

2月6日（土）に土浦市内で、「2016教育のつどい」を開催しました。今年の教育のつどいは1日日程で行われ、午前中に首都大学東京特任教授の宮下与兵衛先生による記念講演「18歳選挙権と主権者教育～すべての生徒に主権者教育を～」があり、午後は古河一高の飯塚先生から定時制の生徒の現状と学校の取り組みの報告と水戸特別支援学校の鈴木先生から重度障害児に対する訪問教育の報告がありました。その後の分科会では、高校と特別支援学校に分かれて日頃の実践や学校の問題点などを話し合いました。

今年の教育のつどいの全体テーマは「主権者教育」でしたが、主権者教育を選挙や投票の問題だけにしないで、生徒の見方や授業のあり方、生徒会活動や社会との接続など日頃の学校や教育実践を見直していくことの重要性を考える機会となりました。

【記念講演より】

最近、NHKから主権者教育について意見を求められたが、政府や文科省が主権者教育にかかわって学校や教職員の政治的中立性をことさら問題にして、学校での実践に対して制限を加えるような流れを作ろうとしていることが問題であると意見を述べた。NHKは政府

に対して異議を唱える私の意見は採用しないで、別の大学教授の差し障りのない意見に換えて放送した。主権者教育の実践に対して、NHKも含めて政府や文科省が制限を加えるような流れが

作られていることは大きな問題だ。

世界から見た日本のおかしさ

1968年は世界の若者が改革を求



めて立ち上がったが、日本政府と諸外国の政府が取った若者政策は全く反対だった。フランスでは、保守派のド・ゴール大統領は中学生から大学生までに意見表明権と学校運営への決定権を持った参加、高校生以上に政治的権利（集会・結社の自由）と行政への参加を認めた。ヨーロッパ型の主権者教育は生徒を学校運営や議会運営に参加させることで、青年に政治的リテラシーを身につけさせようとしている。また、アメリカでは子どもたちを地域社会に出して、地域活動に参加させる中で主権者教育を行っている。ユネスコは、子どもたちに3つの参加「学校運営への参加」「社会・行政への参加」「授業への参加（参加型授業）」を保障するように世界の教師に呼びかけてきた。

ところが、日本では文部省が1969年10月に「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を出して、高校生の政治活動（学校内外で政治的な団体や組織を結成すること、政治的な文書の掲示

や配布、集会の開催）を禁止した。教師に対しても政治的活動を禁止し、政治的な発言を控えるよう求めた。こうした中で、高校生の自主活動がほとんどない状態が続いてきた。

何故、若者は選挙に行かなくなったのか

若者が選挙に行かなくなったのは日本だけに限ったことではない。イギリスでは、サッチャー政権の新自由主義政策のもとで福祉国家主義が転換され、教育の中央集権化と競争原理の導入が進められた結果、若者に疎外感、ドロップアウト、シニシズムが広がり、選挙に行かなくなった。新自由主義は、「国は小さくして、教育や福祉は自己責任で」というものなので、「自分たちの要求をみんなのものにして、政治を変えよう」という主権者意識は生まれにくい。アメリカの社会学者が問題にした一人ボーリング、日本で広まった一人カラオケ、トイレでの一人弁当なども、新自由主義のもとでの青年の意識

を反映したものである。

つまり、日本の若者はまともな主権者教育を受けていない上に、新自由主義的な政策のもとでバラバラにされてしまっているの、政治や選挙に対して「関心がない」「わからない」「投票しても、どうせ社会は変わらない」という意識を持ってしまっている。しかし、それは若者の責任ではない。これら3つの「ない」が肯定に変わるような主権者教育を作り出していく必要がある。

日本の若者の変化

日本でも、政治に対して近年の右傾化、平和憲法改憲の動きの中で若者たちに変化が起こり始めている。高校生による核兵器廃絶の「高校生1万人署名」活動や、団体「僕らの一歩が日本を変える」による政治討論イベントや「高校生徒会大会」が開催されている。

また、大学生による「若者憲法集会」が開催され、「特定秘密保護法に反対する学生有志の会(SASPL)」、安保関連法案に反対する「自由と民主主義のための学生緊急行動 (SEALDs)」が国会前などで継続的な抗議活動を続け、運動は全国に広がって

る。高校生も「T-nsSOWL (ティーンズソウル)」が呼びかけたパレードに3000人が参加した。

60~70年代の安保闘争と異なるのは、組織（全学連や全共闘、労働組合）としての参加ではなく個人としての参加であり、覆面をしての匿名参加ではなく、スピーチでは自分が何故参加したのかを述べて、最後には大学名と氏名を言って終わるといいうスタイルの変化である。若者の運動は生活保守主義とも言うべきもので、私の生活を守りたいが出発点になっている。自分の生活を守るといいうことから、原発や戦争法のことを考え、民主主義って何だという問いになり、自分たちの生活を守るために政治を変えなければならないといいうことになっている。

「政治的中立性」

主権者教育の中での模擬選挙では、事前の学習が重要になる。各政党の政策や実績などを実際の選挙広報などを使って比較検討する授業をおこなう必要がある。全ての新聞を資料にして、生徒に読み込ませた上で、模擬投票をおこなう必要がある。

ドイツの政治教育の指針である

「ボイテルスバッハ・コンセンサス」では、①教師は生徒を期待される見解を持って圧倒し、生徒が自らの判断を獲得することを阻害してはならない、②学問と政治において議論のあることは、授業においても議論のあるものとして扱わなければならない、③生徒は、政治的状況と自らの利害関係を分析し、自分の利害にもとづいて政治的状況に影響を与える手段と方法を追及できるようにならなければならないとあり、主権者教育をすすめる上で1つの指針になる。

「政治的中立性」とは本来、政治が教育内容に介入しないことであり、主権者教育を実践するにあたっては学校や教師の創意工夫が尊重されなければならない。制限されるが多くなっても、人はどう生きるべきか、平和とは何か、人権とは何かなどについて生徒と一緒に学んでいく必要がある。当面、全ての学校でやるべきことは、①生徒会を自治的なものに戻す、②学校運営に生徒を参加させて、親や地域の人にも参加してもらうことを文科省も進める開かれた学校づくりの中で進めていくことである。

*レジュメは分会に発送予定。

**これって変だよ
～療養休暇の診断書～**

「職員の休日及び休暇に関する規則」第10条で「職員が引き続き1週間を超える休暇（年次休暇を除く）の承認を求めるに当たっては、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない」と規定されています。

教職員が療養休暇を申請する場合、1週間を超える場合は医師の診断書が必要であり、1週間以下の場合は診断書が必要ないということです。

当然のことですが、1週間以上休む場合、診断書を学校に提出することによって、学校としても診断書を踏まえた対応をすることになり、これは当該教職員にとっても学校組織にとっても有益なことです。

ところで、同規則10条の2では「任命権者は、休暇（年次休暇を除く）について、事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる」と規定されています。この規則をもって、1週間以内でも診断書の提出をしなければならないとするのは間違いで

す。10条の2は「事由を確認する必要があると認めるときは」となっているの、診断書を求める場合は「事由を確認したい」理由や根拠を当該の教職員に説明して、納得と合意が前提とならなければなりません。

ところが、一部の学校では1日の療養休暇を求めた教職員に医師の診断書を求めるような管理職がいるという話を聞くことがあります。

しかし、病気で休みたい教職員に対して療養休暇を取りたいなら医師の診断書を取ってこいと言うのは、療養休暇制度を使わせないということ、結果的に教職員の健康を阻害し、教職員に対するパワハラでストレスを増大させることになります。県で決めた法例に違反するコンプライアンス違反行為でもあります。

このような事例があった場合は、すぐに組合に相談してください。

